



一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

<http://www.taxi-tokyo.or.jp/>

プレスリリース

平成26年1月31日

報道関係者各位

東京都特別区・武三交通圏、東京都北多摩交通圏、南多摩交通圏及び、  
西多摩交通圏に係わるタクシー準特定地域協議会の合同開催について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法」）が平成26年1月27日から施行され、改正前の特措法において指定を受けておりました特定地域におきましては、引き続き改正特措法に基づく準特定地域に指定されました。

つきましては、準特定地域としての初めての協議会を下記のとおり合同開催いたしますのでお知らせします。

## 記

1. 日時 平成26年2月18日（火） 10:00～
2. 場所 東海大学校友会館 霞が関ビル 35階 「三保・霞の間」  
〒100-6035 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル35階
3. 予定している議題 (1) 特定地域協議会の設置要綱の改正について  
(2) 会長等の選出について  
(3) 公定幅運賃に対する意見について

本件に関する  
お問い合わせ先

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会事務局  
東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会事務局  
東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会事務局  
東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会事務局  
(一般社団法人)東京ハイヤー・タクシー協会  
藤 崎 ・ 高 筒 TEL: 03-3264-8080